

第1号様式(第10条関係)

令和 8年 4月 22日

沖縄県議会議長 殿

会 派 名 立憲・無所属の会

代 表 者 名 次呂久 成崇

令和7年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和7年度 政務活動費収支報告書

議員名 次呂久 成崇

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

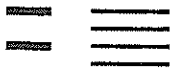
項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	150,678	新聞購読料
事 務 所 費	1,252,312	事務所賃借料、光熱水費
事 務 費	198,374	複写機借り上げ料、コピー機カウント料
人 件 費	794,295	賃金、労働保険料
合 計	2,395,659	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

事務所費

資料購入費



お名前

ジロウ マサタカ様

お電話番号



住所	〒	番	分	離	支店
〒					
支店					

通帳発行日 25-07-31 (952) 001

沖縄県労働金庫

(金融機関コード) 2997



お取引店 支店

印紙税法
第5条
該当課税

お取引店電話番号 0980-82-3727

この通帳は表紙とも1枚です

<ろうきん> 総合口座をご利用いただきましてありがとうございます。

ご利用メニュー									
お受け取り		お支払い(振替日)						完済予定	
給与	日	NHK受信料	日		日	労金カードローン	日	年	月
年金	日	電話料	日		日	労金ローン(毎月分)	日	年	月
	日	電気料	日		日	労金ローン(加算分)	日	年	月
	日	水道料	日		日		日	年	月
	日	ガス代	日		日		日	年	月

資料購入費(琉球新報)と事務所費(事務所賃借料,光熱水料)の引き落とし口座として使用

三
三
一

の総合口座

総合口座をご利用いただき
ありがとうございます。

お名前

シロク マサタカ

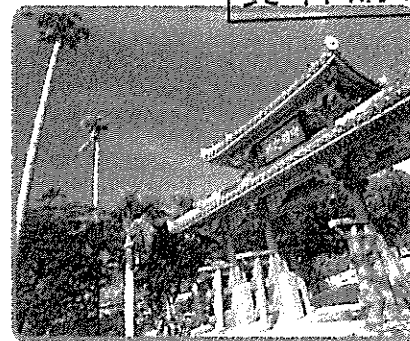
様 再 2

店番号

支番号

②限度

千円



那覇 守礼之門

(銀行コード: 0188)

株式会社

沖縄銀行

取扱店

電話

印紙税申告納

付につき那覇

税務署承認済

沖縄銀行
(那覇市久茂地)

名 寄

1-154(2023.06)

<https://www.okinawa-bank.co.jp>

〈自動振替ご利用メモ〉

おきざん総合口座のご案内

この通帳は普通預金と定期預金、自動融資を
一冊にまとめた便利な口座です。

■普通預金

- おきざんの全店で出し入れ自由です。
- 給料、年金などのお受取り、電話・電気料などのお支払いも自動的にできます。

■定期預金

- 総合口座にセットされました定期預金は、満期日に自動的に継続されます。

■自動で融資

- 急にお金が入用なときや、各種自動支払などで、普通預金の残高が不足しても、「定期預金」の合計額の90%（最高500万円、千円未満切捨）を限度に自由にご融資します。
- ご返済は普通預金のご入金があれば自動的に行なわれます。



お客様へ



- 通帳と印鑑は、別々に保管された方が安全です。
- 通帳や印鑑、キャッシュカード、バンクカードをなくされたり、盗難にあわれた時は、すぐに当店へお申し出ください。

☐ 電話料	日	☐ 授業料	日
☐ 電気料		☒ 積立定期	
☐ ガス料		☒ 生命保険	
☐ 水道料		☐ クレジット	
☐ NHK受信料			
☐ 住宅ローン			
☐ 住宅金融支援機構			
家賃			
税金			
給与	日		日
年金			
☐ 配当金			
児童手当			

資料購入費(八重山毎日、沖縄タイムス)の引き落とし口座に使用

統一様式-①

經費區分別支出一覽表

經費區分

資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	八重山毎日(R7年4月分～R7年10月分) @2,280	15,960	全額	15,960
毎月払	八重山毎日(R7年12月分～R8年3月分) @2,280	9,120	全額	9,120
毎月払	琉球新報(R7年4月分)	4,104	全額	4,104
毎月払	琉球新報(R7年5月分～R8年3月分) @3,075	33,825	全額	33,825
毎月払	沖縄タイムス(R7年4月分～R7年9月分) @3,075	18,450	全額	18,450
毎月払	沖縄タイムス(R7年11月分～R8年3月分) @3,075	15,375	全額	15,375
毎月払	新聞赤旗(R7年4月分～R8年3月分) @4,487	53,844	全額	53,844
資料購入費 充当合計				150,678

経費区分（資料購入費）

7- 4-14 振出	*2,2800S・PIヤママイニチシツ
7- 5-13 振出	*2,2800S・PIヤママイニチシツ
7- 6-13 振出	*2,2800S・PIヤママイニチシツ
7- 7-14 振出	*2,2800S・PIヤママイニチシツ
7- 8-13 振出	*2,2800S・PIヤママイニチシツ
7- 9-16 振出	*2,2800S・PIヤママイニチシツ
7-10-14 振出	*2,2800S・PIヤママイニチシツ
7-12-15 振出	*2,2800S・PIヤママイニチシツ
8- 1-13 振出	*2,2800S・PIヤママイニチシツ
8- 2-13 振出	*2,2800S・PIヤママイニチシツ
8- 3-13 振出	*2,2800S・PIヤママイニチシツ

充当割合:全額充当(理由:調査研究等政務活動のために資料として必要なため)

参考様式一①

経費区分(資料購入費)

25-04-07	200	*4,104	琉球新報	
25-05-07	200	*3,075	琉球新報	
25-06-05	200	*3,075	琉球新報	
25-07-07	200	*3,075	琉球新報	
25-08-05	200	*3,075	琉球新報	
250905			琉球新報	3075
251006			琉球新報	3075
251105			琉球新報	3075
251205			琉球新報	3075
260105			琉球新報	3075
26-02-05	200	*3,075	琉球新報	
26-03-05	200	*3,075	琉球新報	

充当割合:全額充当(理由:調査研究等政務活動のために資料として必要なため)

経費区分（資料購入費）

7- 5- 7 振出	*3,075 タイムス04ツキイシカ〃キチ
7- 6- 9 振出	*3,075 タイムス05ツキイシカ〃キチ
7- 7- 7 振出	*3,075 タイムス06ツキイシカ〃キチ
7- 8- 7 振出	*3,075 タイムス07ツキイシカ〃キチ
7- 9- 8 振出	*3,075 タイムス08ツキイシカ〃キチ
7-10- 7 振出	*3,075 タイムス09ツキイシカ〃キチ
7-12- 8 振出	*3,075 タイムス11ツキイシカ〃キチ
8- 1- 7 振出	*3,075 タイムス12ツキイシカ〃キチ
8- 2- 9 振出	*3,075 タイムス01ツキイシカ〃キチ
8- 3- 9 振出	*3,075 タイムス02ツキイシカ〃キチ
8- 4- 7 振出	*3,075 タイムス03ツキイシカ〃キチ

充当割合:全額充当(理由:調査研究等政務活動のために資料として必要なため)

経費区分（資料購入費）

次呂久 成崇 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025 年 4 月分

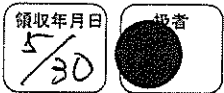
4,487 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党八重山郡委員会
TEL 0980-82-5354
石垣市字新川
2 3 7 6 - 1 6 - 1 0 2

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822



次呂久 成崇 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025 年 5 月分

4,487 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党八重山郡委員会
TEL 0980-82-5354
石垣市字新川
2 3 7 6 - 1 6 - 1 0 2

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822



次呂久 成崇 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025 年 6 月分

4,487 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党八重山郡委員会
TEL 0980-82-5354
石垣市字新川
2 3 7 6 - 1 6 - 1 0 2

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822



充当割合:全額充当(理由:調査研究等政務活動のために資料として必要なため)

次呂久 成崇 様

しんぶん
領収書 赤旗

2025 年 7 月分

4,487 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党八重山郡委員会
TEL 0980-82-5354
石垣市字新川
2 3 7 6 - 1 6 - 1 0 2

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日
7/26



次呂久 成崇 様

しんぶん
領収書 赤旗

2025 年 8 月分

4,487 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党八重山郡委員会
TEL 0980-82-5354
石垣市字新川
2 3 7 6 - 1 6 - 1 0 2

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日
8/20



次呂久 成崇 様

しんぶん
領収書 赤旗

2025 年 9 月分

4,487 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党八重山郡委員会
TEL 0980-82-5354
石垣市字新川
2 3 7 6 - 1 6 - 1 0 2

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日
10/4



充当割合: 全額充当 (理由: 調査研究等政務活動のために資料として必要なため)

経費区分(資料購入費)

次呂久 成崇 様

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日刊紙	8%	1	3,497
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

しんぶん
領収書 赤旗

2025 年 10 月分

4,487 円(税込)

(取扱先)
日本共産党八重山郡委員会
TEL 0980-82-5354
石垣市字新川
2376-16-102

8%対象	4,487 円(税込)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税込)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

次呂久 成崇 様

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日刊紙	8%	1	3,497
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

しんぶん
領収書 赤旗

2025 年 11 月分

4,487 円(税込)

(取扱先)
日本共産党八重山郡委員会
TEL 0980-82-5354
石垣市字新川
2376-16-102

8%対象	4,487 円(税込)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税込)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

次呂久 成崇 様

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日刊紙	8%	1	3,497
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

しんぶん
領収書 赤旗

2025 年 12 月分

4,487 円(税込)

(取扱先)
日本共産党八重山郡委員会
TEL 0980-82-5354
石垣市字新川
2376-16-102

8%対象	4,487 円(税込)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税込)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

充当割合: 全額充当(理由: 調査研究等政務活動のために資料として必要なため)

経費区分 (資料購入費)

次呂久 成崇 様

しんぶん 赤旗
領収書

2026 年 1 月分

4,487 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日刊紙	8%	1	3,497
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党八重山郡委員会
TEL 0980-82-5354
石垣市字新川
2 3 7 6 - 1 6 - 1 0 2

8%対象	4,487 円(税込)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税込)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日
3/4



次呂久 成崇 様

しんぶん 赤旗
領収書

2026 年 2 月分

4,487 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日刊紙	8%	1	3,497
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党八重山郡委員会
TEL 0980-82-5354
石垣市字新川
2 3 7 6 - 1 6 - 1 0 2

8%対象	4,487 円(税込)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税込)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日



次呂久 成崇 様

しんぶん 赤旗
領収書

2026 年 3 月分

4,487 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
しんぶん赤旗日刊紙	8%	1	3,497
しんぶん赤旗日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党八重山郡委員会
TEL 0980-82-5354
石垣市字新川
2 3 7 6 - 1 6 - 1 0 2

8%対象	4,487 円(税込)	消費税	332 円
10%対象	0 円(税込)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日
3/29



充当割合: 全額充当 (理由: 調査研究等政務活動のために資料として必要なため)

統一様式－①

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所賃借料(令和7年4月分～令和7年6月分)	450,000	全額	450,000
毎月払	事務所賃借料(令和7年7月分～令和8年3月分)	673,200	全額	673,200
4/24	電気料金(4月分)	6,892	全額	6,892
4/24	電気料金(4月分)	18,936	全額	18,936
5/28	電気料金(5月分)	8,449	全額	8,449
5/28	電気料金(5月分)	19,728	全額	19,728
6/25	電気料金(6月分)	7,215	全額	7,215
6/25	電気料金(6月分)	20,694	全額	20,694
8/19	電気料金(8月分)	240	全額	240
9/21	電気料金(9月分)	4,014	全額	4,014
10/17	電気料金(10月分)	8,340	全額	8,340
11/17	電気料金(11月分)	8,646	全額	8,646
12/24	電気料金(12月分)	5,826	全額	5,826
1/21	電気料金(1月分)	5,611	全額	5,611
2/21	電気料金(2月分)	3,480	全額	3,480
3/14	電気料金(3月分)	4,690	全額	4,690
5/12	水道料金(4月分)	2,117	全額	2,117
6/10	水道料金(5月分)	2,117	全額	2,117
7/10	水道料金(6月分)	2,117	全額	2,117
事務所費 充当合計				1,252,312

事務所概要申告票

議員名 次呂久 成崇

1. 物件の所在

住所	石垣市字石垣501－1 1階南
電話番号	0980－87－9367

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了（署名・押印も不要）

☒ 専用事務所
☒ 賃借事務所
・賃貸借契約先 [
・所有者 ☐ 親族（続柄： ） ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

次呂久 成崇

賃貸人 氏名

住所

事務所費充当状況申告票

議員名 次呂久 成崇

1. 事務所の状況

住所	石垣市石垣501-1 1F南
----	----------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動のみ活用しているため
全額充当とする。

(関係経費)

家賃(月額)	150,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	150,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

次呂久 成崇



(建物・貸室) 賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] と借主 次呂久成崇 は、この契約により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

1. 目的物件の表示

名称 [REDACTED] 店舗 1階南号室
所在地 (住宅表示) 沖縄県石垣市石垣 501 番地 1 号
構造 鉄筋コンクリート
床面積 99.17 m²

2. 契約期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで 2 年間
ただし、退去の場合は 3 ヶ月前に申し出ること

3. 賃料 150,000 円 毎月 25 日までに翌月分を支払う

支払い方法 振込

沖縄県労働金庫 [REDACTED] 支店 口座名義 [REDACTED]

<特約条項>

1. 本物件は現状引き渡しとする
2. 改装等に関しては事前に賃貸人に相談する
但し契約解除の際は改装した部分を現状回復すること
3. 敷地内駐車場付き (縦列)
4. 周囲に迷惑を掛けないこと
5. 借主は建物に対し全責任を負うものとする

貸主 [REDACTED]

[REDACTED] 印

借主 沖縄県石垣市大浜 757

次呂久 成崇 [REDACTED]

家賃支払証明書

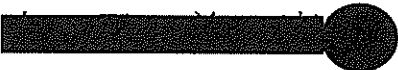
次呂久 成崇 様

対象期間	家賃額（円）	領収日
令和7年4月分	150,000 円	令和7年3月25日
令和7年5月分	150,000 円	令和7年4月25日
令和7年6月分	150,000 円	令和7年5月23日

石垣市字石垣501-1 / 1階南の家賃として上記受領したことを証明します。

令和7年6月30日

住所 

氏名 

事務所概要申告票

議員名 次呂久 成崇

1. 物件の所在

住所	石垣市宇登野城72番地 やいまーる201号室	
電話番号	0980-87-9367	

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☒ 専用事務所
☒ 賃借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

次呂久 成崇

賃貸人 氏名

一般社団法人 沖縄県官公庁労働者共済会

代表理事 比嘉盛博

住所

那覇市泉崎2丁目105番18

事務所費充当状況申告票

議員名 次呂久 成崇

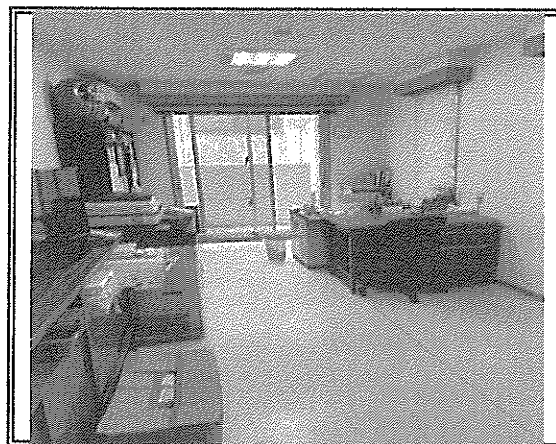
1. 事務所の状況

住所	石垣市字登野城72番地 やいまーる201号室
----	------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

本物件の賃料は月額74,800円（内訳：家賃66,000円、共益費8,800円）で、当該事務所は政務活動のみ活用しているため全額充当とする。

(関係経費)

家賃(月額)	74,800	円
その他	礼金	円
	仲介手数料	円

(充当額)

家賃(月額)	74,800	円
その他	礼金	円
	仲介手数料	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

次呂久 成崇

事務所費

賃貸借契約書

物件名 やいまーる201号
賃貸人 (一社)沖縄県官公庁労働者共済会
賃借人 沖縄県議会議員 次呂久成崇 事務所

賃貸借契約書

賃貸人（一社）沖縄県官公庁労働者共済会（以下、甲という）と賃借人 連合沖縄八重山地域協議会（以下、乙という）は、次の各条項を双方承諾の上、下記物件（以下本物件という）の賃貸借契約を締結した。

物件の表示 所在地番：石垣市字登野城72番地
物件名：やいまーる 201号室
面積：事務所18.3㎡(36.6㎡) / 会議室32.94㎡
構造：鉄筋コンクリート造陸屋根地上7階建

（目的）

第 1 条 甲は、上記表示の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。乙は、賃借物件を事務所目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

（期間）

第 2 条 賃貸借期間は、2025年7月1日より2026年6月30日まで満1年とする。

但し、この期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも相手方に対し書面による申し出がない時は、更に1年間更新されたものとする。その後の契約期間満了についても同様とする。

（賃料・共益費・駐車場・その改定）

第 3 条 本物件の賃料について乙は毎月25日までにそのつきの月分を甲の指定する銀行預金口座に振込むものとする。但し振込手数料は乙の負担とする。

（2） 賃料は、経済事情の変動、土地若くは建物の公租公課、その他の負担の増減により、また近隣建物と比較し不相当と認められる場合には契約期間中であっても甲・乙協議の基、改定することができる。

（3） 1ヶ月に満たない期間の賃料、共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

本物件の賃料（201号室）

家賃 月額 66,000円（うち、消費税額：6,000円 消費税10%）

共益費 月額 8,800円（うち、消費税額：800円 消費税10%）

（敷金）

第 4 条 乙は、本契約の債務の履行を担保するため、敷金として金60,000円也を本契約の締結と同時に甲へ預け入れる。但し、敷金は無利息とする。

- (2) 乙は、契約期間中に、敷金をもって賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当を請求することはできない。
- (3) 甲の敷金返還額については、本契約期間開始日より1年以降に解約する場合は敷金全額を返還し、1年未満に解約する場合は違約金として敷金総額の50%を相殺後返還する。
- (4) 甲の敷金返還時期は乙が本物件の明け渡しを完了した後1ヶ月以内とする。
- (5) 乙は、敷金の返還請求権を第三者に譲渡又は担保に供することはできない。
- (6) 本契約終了時点に乙の債務が精算されない場合において、甲は本条で定める返還敷金をもって相殺する事ができる。但し、不足が生じた場合は、乙は直ちにその差額を支払わなければならない。

(諸経費の負担)

第5条 本物件の電気及び電話等その他の使用消耗料金は乙の負担とする。

- (2) 衛生、防火、防犯その他世帯主として負担すべき費用は乙の負担とする。

(建物付帯設備)

第6条 乙は、本物件内外の模様替え、冷房機取付、その他、原状を変更する工事を行う場合には、事前に甲の承諾を得なければならない。

- (2) 前項の工事において乙の過失により本物件内に破損、毀損箇所を生じた時、乙は賠償の責に任ずる、損害額の算定は甲の決定に従う。
- (3) 甲は、契約期間中の本物件（付帯設備・壁・柱・天井のクロス合板等・硝子戸・水道設備・台所設備・電気・電話引き込み線・トイレ等に付属する器具（湯沸かし器、洗面器浴槽等を含む）陶磁・硝子・金具・什器・備品等）の乙の過失による汚損、毀損又は破損の修理費ならびに消耗品を負担しないものとする。

(乙の賠償責任及び火災保険)

第7条 乙、またはその使用人及び乙に関わる者が、本物件及びその付属物並びに共用部分を毀損または滅失した時は、乙は甲に対し直ちにその旨を通知し、この原状回復に要する損害賠償をしなければならない。

- (2) 乙は、第6条1項の乙の設備設置中又は、設置後に事故が発生した場合、乙が責任をもって処理し、甲は一切責任を負わない。
- (3) 乙は、乙の賠償責任を担保するため本契約締結と同時に火災保険に加入しなければならない。

(立入点検)

第8条 甲またはその使用人は、建物の保全、衛生、防火、防犯、救護等に関し、必要がある場合は本物件内に立入、必要な措置をすることができる。この場合、乙は甲に全面的に協力しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第 9 条 乙は、事由のいかんに関わらず第三者に対して、全部もしくは一部の賃借権を譲渡、または賃貸借物件を転貸してはならない。

(2) 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
- 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(賃借人の善管義務)

第 10 条 乙は、善良なる管理者の注意をもって建物を保全し、使用しなければならない。乙の責にて本物件及び建物に損害を与えた場合は、乙は速やかに原状に回復しなければならない。

(賃貸人の免責事由)

第 11 条 甲は、天災、地変、火災、盗難により生じた損害または、電気、ガス、水道等の設備の破損により生じた損害に関しては、甲に重大なる過失のない限り一切その賠償の責任を負わない。

(契約の解除、消滅)

第 12 条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず直ちに本契約は解除となり、乙は各号の通り本件物件を直ちに明け渡さなければならない。

- (1) 暴力団又は構成員ならびに、反社会的構成員と判明したとき。
- (2) 暴力団以外の者が賃借人である場合でも本物件内に暴力団構成員、同準構成員と居任せ、又は、これらの者を反復継続して出入りさせたとき。
- (3) 甲、又は、その関係者が本物件内、共用部分、その他本物件に、接近する場合において粗野又は乱暴な言動をして、他の住居者、管理者、出入り者に迷惑、不安感、不快感等を与えたとき。
- (4) 賃料の当月支払分が支払日より起算して2ヶ月以上経過し滞納した場合。
- (5) 警察当局の介入を生じる事件に乙が関わった場合。
- (6) 別紙申込書、その他提出書類について虚偽の記載事実が判明した時。
- (7) 第1条で定める使用目的に乙が明らかに違反した時。
- (8) ステレオ、楽器等通常の音量を超えて近隣より苦情が絶えず発生した時。
- (9) 天災・地変その他甲の責に帰する事のない事由により本物件を通常の用に供することができなくなった時、又、将来都市計画等により本物件が収用または使用の制限をされ賃貸借契約を継続することができなくなった時は、本契約は当然終了する。
- (10) 甲は、乙が支払い日より2ヶ月以上の賃料を延滞した場合で、何ら通知、催告をせず直ちに上水道の供給を停止し当該物件の、玄関を封鎖して、乙の入室を禁止し、かつ承認を得ず当該物件内すべての物品を売却処分して賃料及び諸経費に充当しても乙は異議ない

ことを合意する。

- (1 1) 本契約が解除されたときは、乙の負担により直ちに本物件を原状に復し明け渡ししなければならない。その際乙は、甲に対して移転料、立退料、損害賠償その他何らの名義を似てするを問わず、本契約に基づく以外の一切の請求を出来ないものとする。乙がこれを怠り明け渡さなかった時は、甲は直ちに明け渡しを執行することができる。
- (1 2) 上記第11項の場合で乙が明け渡しを遅延した時は、乙は甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明け渡しの完了の日までの間の賃料相当額とそれに年18%の割合による損害金を付加して支払わなければならない。

(解約の事前通知)

第 13 条 甲及び乙は、契約期間中であってもお互いに相手方に対して書面により1ヶ月以上の予告期間を定めて本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間満了と同時に本契約は終了する。但し、即時に解約するときは、予告にかえて1ヶ月相当額を甲に支払い解約することができる。

(明け渡し)

- 第 14 条 本契約終了と同時に乙は、つぎの各号に定めるところにより本物件を遅滞なく甲に明け渡ししなければならない。乙の過失による破損、毀損、汚損がある場合は、乙の責任において原状に回復する。
- (2) 乙は退去に伴う電気・共益費等の代金精算手続と鍵の返還を速やかに行うこと。
 - (3) 乙は、乙の費用により新設、付加した諸造作、設備及び所有の物品を乙の費用をもって収去し、原状に復するとともに建物内外の清掃及びゴミ、汚物の撤去処理をし、甲または甲の指定する者の立会により明け渡しものとする。
 - (4) 乙が本物件を原状に復さない場合は、甲は自ら諸造作設備等を撤収し、その費用は乙が負担する。
 - (5) 乙が本物件の明け渡し後に残置物品がある場合は、その所有権を放棄したとみなし、甲は任意にこれを処分することができる。
 - (6) 本契約終了と同時に、乙が本物件を明け渡さないときは、本契約終了の翌日から起算して明け渡し完了に至るまで賃料相当額並びに電気・共益費等及び甲が被った損害を賠償しなければならない。
 - (7) 乙明け渡しに際し、その事由、名目の如何に関わらず、移転費用、立退料、権利金等一切の責任の請求をすることはできない。

(強制執行)

第 15 条 乙は、本契約にかかる金銭債務の不履行があった場合や本物件明け渡し不履行があった場合は、直ちに強制執行を受けても異議ない旨を承諾する。

(紛争処理)

第 16 条 本契約について甲乙双方は、紛争の発生を避けるように努めなければならない。尚、紛争が発生したときの訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

(2) 乙はその関係者が建物内の他の居住者に損害を与え、又は、他の居住者、その他第三者から損害を与えられた場合には、その当事者間で解決するものとし、甲はこれに関与しないものとする。

(特約事項)

1. 第12条、第14条に基づく本物件明け渡しの際、専門業者によるハウスクリーニングを乙の費用負担により施行するものとする。

2. 料金振込口座： 沖縄県労働金庫 支店

(普通) 口座番号

口座名義 官公労共済会八重山支部

理事 知念 寿

甲・乙 は、本契約書全文を通読理解の上、記名、押印したことに相違ありません。

2025 年 5 月 27 日

賃 貸 人

甲

登録番号 T6-3600-0500-0037

住 所 那覇市泉崎2-105-18番地

(一社) 沖縄県官公庁労働者共済会
氏 名 代表理事 比嘉 盛博

賃 借 人

乙

住 所

氏 名 次石久 成崇

家賃支払証明書

次呂久 成崇 様

対象期間	家賃額（円）	領収日
令和7年7月分	74,800	令和7年7月22日
令和7年8月分	74,800	令和7年8月15日
令和7年9月分	74,800	令和7年9月4日
令和7年10月分	74,800	令和7年10月6日
令和7年11月分	74,800	令和7年11月10日
令和7年12月分	74,800	令和7年12月10日
令和8年1月分	74,800	令和8年1月10日
令和8年2月分	74,800	令和8年2月10日
令和8年3月分	74,800	令和8年3月10日

石垣市字登野城72 やいまーる201号 の家賃として上記受領したことを証明します。

令和8年3月31日

住 所 那覇市泉崎2-105-18番地
氏 名 (一社)沖縄県官公庁券
代表理事 比嘉盛
登録番号 T6-3600-0500-0031

参考様式－①

経費区分（事務所費）

◎電気料金

25-04-24	200	*6,892	オキナワテ`ンリヨク 4ツキ
25-04-24	200	*18,936	オキナワテ`ンリヨク 4ツキ
25-05-28	200	*8,449	オキナワテ`ンリヨク 5ツキ
25-05-28	200	*19,728	オキナワテ`ンリヨク 5ツキ
25-06-25	200	*7,215	オキナワテ`ンリヨク 6ツキ
25-06-25	200	*20,694	オキナワテ`ンリヨク 6ツキ

充当割合：全額充当とする。
理由：政務活動以外使用していないため

充当割合:全額充当とする。
理由:政務活動以外使用していないため

参考様式一①

◎電気料金

電気料金領収証

沖縄電力株式会社 証券番号 T3360001008565

R 7年 12月分 料金算定期間 11月10日～12月8日 総消費量 172 kWh

金 額 5826

電 号 80245- 531-1-1 従量電灯 529

ご依頼人 沖縄県議会議員 次呂久成崇 事務所 様
ご依頼場所 石垣市宇登野城72
やいまーる 201
ご請求者 沖縄県議会議員 次呂久成崇 事務所 様

支払期日(上記参照) R 8年 1月 8日

金融機関取扱期限日 R 8年 1月 28日まで

コンビニ等取扱期限日 R 8年 2月 7日まで

領 号 日 付 印

72500
25.12.24
石垣大浜南
沖縄電力株式会社

(A)お客様控え

経費区分(事務所費)

電気料金領収証

沖縄電力株式会社 証券番号 T3360001008565

R 8年 1月分 料金算定期間 12月9日～1月12日 総消費量 166 kWh

金 額 5611

電 号 80245- 531-1-1 従量電灯 510

ご依頼人 沖縄県議会議員 次呂久成崇 事務所 様
ご依頼場所 石垣市宇登野城72
やいまーる 201
ご請求者 沖縄県議会議員 次呂久成崇 事務所 様

支払期日(上記参照) R 8年 2月 12日

金融機関取扱期限日 R 8年 3月 4日まで

コンビニ等取扱期限日 R 8年 3月 14日まで

領 号 日 付 印

72508
26.1.21
石垣大浜南
沖縄電力株式会社

(A)お客様控え

電気料金領収証

沖縄電力株式会社 証券番号 T3360001008565

R 8年 2月分 料金算定期間 1月13日～2月8日 総消費量 122 kWh

金 額 3480

電 号 80245- 531-1-1 従量電灯 316

ご依頼人 沖縄県議会議員 次呂久成崇 事務所 様
ご依頼場所 石垣市宇登野城72
やいまーる 201
ご請求者 沖縄県議会議員 次呂久成崇 事務所 様

支払期日(上記参照) R 8年 3月 11日

金融機関取扱期限日 R 8年 3月 31日まで

コンビニ等取扱期限日 R 8年 4月 10日まで

領 号 日 付 印

72508
26.2.21
石垣大浜南
沖縄電力株式会社

(A)お客様控え

電気料金領収証

沖縄電力株式会社 証券番号 T3360001008565

R 8年 3月分 料金算定期間 2月9日～3月8日 総消費量 159 kWh

金 額 4690

電 号 80245- 531-1-1 従量電灯 426

ご依頼人 沖縄県議会議員 次呂久成崇 事務所 様
ご依頼場所 石垣市宇登野城72
やいまーる 201
ご請求者 沖縄県議会議員 次呂久成崇 事務所 様

支払期日(上記参照) R 8年 4月 8日

金融機関取扱期限日 R 8年 4月 28日まで

コンビニ等取扱期限日 R 8年 5月 8日まで

領 号 日 付 印

72333
26.3.14
石垣シーナ
沖縄電力株式会社

(A)お客様控え

充当割合:全額充当とする。
理由:政務活動以外使用していないため

参考様式－①

経費区分（事務所費）

◎上・下水道料金

25-05-12	200	*2,117スイト"ウ 04カ"ツフ"ン
25-06-10	200	*2,117スイト"ウ 05カ"ツフ"ン
25-07-10	200	*2,117スイト"ウ 06カ"ツフ"ン

充当割合：全額充当とする。
理由：政務活動以外使用していないため

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/27	複写機借り上げ料	15,840	全額	15,840
4/21	コピーカウント料(電話料金含む)4月分	9,889	全額	9,889
5/20	コピーカウント料(電話料金含む)5月分	10,100	全額	10,100
6/20	コピーカウント料(電話料金含む)6月分	9,941	全額	9,941
7/22	コピーカウント料(電話料金含む)7月分	10,223	全額	10,223
8/20	コピーカウント料(電話料金含む)8月分	13,668	全額	13,668
9/22	コピーカウント料(電話料金含む)9月分	35,291	全額	35,291
10/20	コピーカウント料(電話料金含む)10月分	43,389	全額	43,389
11/20	コピーカウント料(電話料金含む)11月分	10,111	全額	10,111
12/22	コピーカウント料(電話料金含む)12月分	9,970	全額	9,970
1/20	コピーカウント料(電話料金含む)1月分	10,032	全額	10,032
2/20	コピーカウント料(電話料金含む)2月分	9,926	全額	9,926
3/23	コピーカウント料(電話料金含む)3月分	9,994	全額	9,994
事務費 充当合計				198,374

経費区分(事務費)

◎複写機借上げ料

25-05-27	200	*15,840	リコーリース(カ
----------	-----	---------	----------

◎コピー機カウント料

25-04-21	200	*9,889	RL)リコーシヤパン(カ
----------	-----	--------	--------------

25-05-20	200	*10,100	RL)リコーシヤパン(カ
----------	-----	---------	--------------

25-06-20	200	*9,941	RL)リコーシヤパン(カ
----------	-----	--------	--------------

25-07-22	200	*10,223	RL)リコーシヤパン(カ
----------	-----	---------	--------------

25-08-20	200	*13,668	RL)リコーシヤパン(カ
----------	-----	---------	--------------

250922		RL)リコーシヤパン(カ	35291
--------	--	--------------	-------

251020		RL)リコーシヤパン(カ	43389
--------	--	--------------	-------

251120		RL)リコーシヤパン(カ	10111
--------	--	--------------	-------

251222		RL)リコーシヤパン(カ	9970
--------	--	--------------	------

260120		RL)リコーシヤパン(カ	10032
--------	--	--------------	-------

26-02-20	200	*9,926	RL)リコーシヤパン(カ
----------	-----	--------	--------------

26-03-23	200	*9,994	RL)リコーシヤパン(カ
----------	-----	--------	--------------

充当割合:全額充当とする。
理由:政務活動以外使用していないため。

統一様式－①

経費区分別支出一覧表

経費区分

人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/2	雇用職員A 給与4月分	52,800	全額	52,800
6/5	雇用職員A 給与5月分	50,600	全額	50,600
7/4	雇用職員A 給与6月分	49,500	全額	49,500
8/5	雇用職員A 給与7月分	50,600	全額	50,600
9/5	雇用職員A 給与8月分	✓ 48,400	全額	48,400 ✓
10/3	雇用職員A 給与9月分	47,300	全額	47,300
11/5	雇用職員A 給与10月分	51,700	全額	51,700
12/5	雇用職員A 給与11月分	48,400	全額	48,400
1/5	雇用職員A 給与12月分	47,300	全額	47,300
2/5	雇用職員A 給与1月分	44,000	全額	44,000
3/5	雇用職員A 給与2月分	50,600	全額	50,600
4/3	雇用職員A 給与3月分	52,800	全額	52,800
5/2	雇用職員B 給与4月分	6,300	全額	6,300
6/5	雇用職員B 給与5月分	16,275	全額	16,275
7/4	雇用職員B 給与6月分	22,575 ✓	全額	22,575
8/5	雇用職員B 給与7月分	26,250	全額	26,250
9/5	雇用職員B 給与8月分	51,450	全額	51,450
1/5	雇用職員B 給与12月分	20,475	全額	20,475
2/5	雇用職員B 給与1月分	17,325	全額	17,325
3/5	雇用職員B 給与2月分	18,375	全額	18,375
4/3	雇用職員B 給与3月分	18,900	全額	18,900
6/5	労働保険料	2,370	全額	2,370
人件費 充当合計				794,295 ✓

令和 7 年度 雇用職員申告票

議員名 次呂久 成崇

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	☐ 議員の親族(続柄:)	☒ 議員の親族外
議員との生計	☐ 議員と生計同一	☒ 議員と生計別

令和7年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[Redacted]



住所 /

[Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員

次呂久 成崇



勤務の実態を証する提出書類

☒ 出勤簿 ☐ タイムカード ☐ その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 次呂久 成崇 】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 等	20%
	研修に係るもの ・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等） 等	20%
	広聴広報に係るもの ・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ 広報紙の配付 等	
	要請陳情等に係るもの ・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成 等	20%
	会議に係るもの ・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	20%
	資料作成に係るもの ・ 打合せ資料の作成 ・ 議会質問で使用するパネルの作成 等	20%
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		

令和7年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 次呂久 成崇 被雇用者 

雇 用 契 約 書

氏 名		生年月日	
住 所		電話番号	

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日
主な就業場所	石垣市字石垣 501-11F 南 沖縄県議会議員次呂久成崇事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 9 時から午後 5 時
休 日	土日祝日、年末年始、盆旧（1 日）
給与（賃金）	時給 1,100 円 尚、30 分単位で支給
給与支払日	毎月月末〆切 翌日 5 日払い
支払方法	☒ 直接払い ☐ 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 7 年 3 月 31 日

雇 用 者 氏名 次呂久 成崇 印

被雇用者 氏名

※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和7年度)

単位：円

月 日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
5月2日	52,800	0	0	52,800		全額充当
6月5日	50,600	0	0	50,600		全額充当
7月4日	49,500	0	0	49,500		全額充当
8月5日	50,600	0	0	50,600		全額充当
9月5日	48,400	0	0	48,400		全額充当
10月3日	47,300	0	0	47,300		全額充当
11月5日	51,700	0	0	51,700		全額充当
12月5日	48,400	0	0	48,400		全額充当
1月5日	47,300	0	0	47,300		全額充当
2月5日	44,000	0	0	44,000		全額充当
3月5日	50,600	0	0	50,600		全額充当
4月3日	52,800	0	0	52,800		全額充当
合計	594,000	0	0	594,000		

※雇用保険料は、1週間の所定労働時間が20時間未満のため
雇用保険の適用範囲外。

充当割合：全額充当
理由：政務活動に係る事務のみ従事しているため

勤務時間記録表

(令和7年4月分)

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名: XXXXXXXXXX

	日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	1	火	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
2	2	水	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
3	4	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
4	8	火	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
5	10	木	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
6	11	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
7	15	火	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
8	17	木	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
9	18	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
10	22	火	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
11	24	木	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
12	25	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
13	29	火	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
14	30	水	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
15			時 分	時 分	時間 分		
16			時 分	時 分	時間 分		
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計				48時間00分		¥52,800

勤務時間記録表

(令和 7 年 5 月分)

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名: XXXXXXXXXX

	日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	1	木	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分	●	
2	2	金	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分	●	
3	7	水	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分	●	
4	8	木	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分	●	
5	9	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
6	13	火	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分	●	
7	15	木	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分	●	
8	16	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
9	20	火	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分	●	
10	22	木	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分	●	
11	23	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
12	27	火	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分	●	
13	29	木	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分	●	
14	30	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
15			時 分	時 分	時間 分		
16			時 分	時 分	時間 分		
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計				46 時間 00 分		¥50,600

勤務時間記録表

(令和7年6月分)

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名: XXXXXXXXXX

	日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	3	火	10時 00分	14時 00分	3時間 00分	●	
2	5	水	10時 00分	14時 00分	3時間 00分	●	
3	6	金	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
4	10	火	10時 00分	14時 00分	3時間 00分	●	
5	12	木	10時 00分	14時 00分	3時間 00分	●	
6	13	金	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
7	17	火	10時 00分	14時 00分	3時間 00分	●	
8	19	木	10時 00分	14時 00分	3時間 00分	●	
9	20	金	13時 00分	17時 00分	4時間 00分	●	
10	24	火	10時 00分	14時 00分	3時間 00分	●	
11	26	木	10時 00分	14時 00分	3時間 00分	●	
12	27	金	13時 00分	14時 00分	3時間 00分	●	
13	30	火	10時 00分	17時 00分	6時間 00分	●	
14			時 分	時 分	時間 分		
15			時 分	時 分	時間 分		
16			時 分	時 分	時間 分		
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計				45時間 00分		¥49,500

人 件 費

勤務時間記録表

(令和7年7月分)

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名:

	日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	1	火	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
2	3	木	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
3	4	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
4	8	火	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
5	10	木	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
6	11	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
7	15	火	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
8	17	木	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
9	18	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
10	22	火	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
11	24	木	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
12	25	金	13時00分	17時00分	4時間00分	●	
13	29	火	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
14	31	木	10時00分	14時00分	3時間00分	●	
15			時 分	時 分	時間 分		
16			時 分	時 分	時間 分		
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計				46時間00分		1450600

勤務時間記録表
(令和7年8月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

	日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	1	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
2	5	火	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
3	7	木	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
4	8	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
5	12	火	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
6	14	木	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
7	15	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
8	19	火	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
9	21	木	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
10	22	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
11	26	火	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
12	28	木	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
13	29	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
14			時 分	時 分	時間 分		
15			時 分	時 分	時間 分		
16			時 分	時 分	時間 分		
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計				44 時間 00 分		¥48,800

勤務時間記録表
(令和7年9月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

	日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	2	火	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
2	4	木	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
3	5	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
4	9	火	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
5	11	木	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
6	12	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
7	16	火	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
8	18	木	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
9	19	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
10	24	水	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
11	25	木	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
12	26	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
13	30	火	10 時 00 分	14 時 00 分	3 時間 00 分		
14			時 分	時 分	時間 分		
15			時 分	時 分	時間 分		
16			時 分	時 分	時間 分		
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計				43 時間 00 分		¥47,500

勤務時間記録表

(令和 7 年 10 月分)

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名: XXXXXXXXXX

	日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	2	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
2	3	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
3	7	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
4	9	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
5	10	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
6	14	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
7	16	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
8	17	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
9	21	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
10	23	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
11	24	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
12	28	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
13	30	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
14	31	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
15			時 分	時 分	時間 分		
16			時 分	時 分	時間 分		
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計				7 時間 00 分		451,700

勤務時間記録表
(令和7年11月分)

人 件 費

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

	日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	4	火	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
2	6	木	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
3	7	金	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
4	11	火	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
5	12	木	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
6	14	金	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
7	18	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
8	20	木	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
9	21	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
10	25	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
11	27	木	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
12	28	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
13			時 分	時 分	時間 分		
14			時 分	時 分	時間 分		
15			時 分	時 分	時間 分		
16			時 分	時 分	時間 分		
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計				44 時間 00 分		448,500

勤務時間記録表

(令和 7 年(2月分))

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名: XXXXXXXXXX

	日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	2	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
2	4	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
3	5	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
4	9	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
5	11	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
6	12	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
7	16	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
8	18	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
9	19	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
10	23	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
11	25	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
12	26	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
13	30	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
14			時 分	時 分	時間 分		
15			時 分	時 分	時間 分		
16			時 分	時 分	時間 分		
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計				43 時間 00 分		¥47,300

勤務時間記録表

(令和8年 / 月分)

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名:

	日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	6	火	14時00分	17時00分	3時間00分		
2	8	木	14時00分	17時00分	3時間00分		
3	9	金	13時00分	17時00分	4時間00分		
4	13	火	14時00分	17時00分	3時間00分		
5	15	木	14時00分	17時00分	3時間00分		
6	16	金	13時00分	17時00分	4時間00分		
7	20	火	14時00分	17時00分	3時間00分		
8	22	木	14時00分	17時00分	3時間00分		
9	23	金	13時00分	17時00分	4時間00分		
10	27	火	14時00分	17時00分	3時間00分		
11	29	木	14時00分	17時00分	3時間00分		
12	30	金	13時00分	17時00分	4時間00分		
13			時 分	時 分	時間 分		
14			時 分	時 分	時間 分		
15			時 分	時 分	時間 分		
16			時 分	時 分	時間 分		
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計				40時間00分		¥44,000

勤務時間記録表
(令和 8 年 2 月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

	日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	2	月	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
2	3	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
3	5	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
4	6	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
5	9	月	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
6	10	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
7	12	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
8	13	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
9	17	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
10	19	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
11	20	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
12	24	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
13	26	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分	●	
14	27	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分	●	
15			時 分	時 分	時間 分		
16			時 分	時 分	時間 分		
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計				46 時間 00 分		¥50,600

勤務時間記録表

(令和 8 年 3 月分)

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名: XXXXXXXXXX

	日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	2	月	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
2	3	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
3	5	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
4	6	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
5	10	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
6	12	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
7	13	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
8	17	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
9	18	水	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
10	19	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
11	23	月	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
12	24	火	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
13	26	木	14 時 00 分	17 時 00 分	3 時間 00 分		
14	27	金	13 時 00 分	17 時 00 分	4 時間 00 分		
15			時 分	時 分	時間 分		
16			時 分	時 分	時間 分		
17			時 分	時 分	時間 分		
18			時 分	時 分	時間 分		
19			時 分	時 分	時間 分		
20			時 分	時 分	時間 分		
	小計				78 時間 00 分		¥52,800

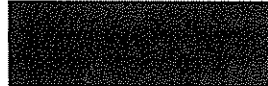
令和 7 年度 雇用職員申告票

議員名 次呂久 成崇

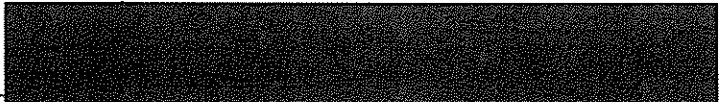
被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	☐ 議員の親族(続柄:)	☒ 議員の親族外
議員との生計	☐ 議員と生計同一	☒ 議員と生計別

令和7年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名



住所



雇用者 沖縄県議会議員

次呂久 成崇



勤務の実態を証する提出書類

☒ 出勤簿 ☐ タイムカード ☐ その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 次呂久 成崇 】

職務内容

区分		職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 等	80%
	研修に係るもの	・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	
	広聴広報に係るもの	・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ 広報紙の配付 等	
	要請陳情等に係るもの	・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成 等	
	会議に係るもの	・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	
	資料作成に係るもの	・ 打合せ資料の作成 ・ 議会質問で使用するパネルの作成 等	
	事務所での庶務に係るもの	・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	20%
小計			100%
政務活動以外の活動に係る職務			

令和7年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 次呂久 成崇



被雇用者



雇 用 契 約 書

氏 名		生年月日	
住 所		電話番号	

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日
主な就業場所	石垣市字石垣 501-11F 南 沖縄県議会議員次呂久成崇事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 9 時から午後 2 時（週 3 日）
休 日	土日祝日、年末年始、盆日（1 日）
給与（賃金）	時給 1,050 円 尚、3 0 分単位で支給
給与支払日	毎月月末×切 翌日 5 日払い
支払方法	☒ 直接払い ☐ 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 7 年 3 月 31 日

雇 用 者 氏名 次呂久 成崇 印

被雇用者 氏名

※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所

(令和7年度) 単位：円

月 日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
5月2日	6,300	0	0	6,300		全額充当
6月5日	16,275	0	0	16,275		全額充当
7月4日	22,575	0	0	22,575		全額充当
8月5日	26,250	0	0	26,250		全額充当
9月5日	51,450	0	0	51,450		全額充当
1月5日	20,475	0	0	20,475		全額充当
2月5日	17,325	0	0	17,325		全額充当
3月5日	18,375	0	0	18,375		全額充当
4月3日	18,900	0	0	18,900		全額充当
合計	197,925	0	0	197,925		

※雇用保険料は、1週間の所定労働時間が20時間未満のため
雇用保険の適用範囲外。

充当割合：全額充当
理由：政務活動以外に係る事務のみ従事しているため

勤務時間記録表

(令和7年4月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
2	水	8 時 00 分	10 時 00 分	2 時間 00 分	●	
4	金	8 時 00 分	10 時 00 分	2 時間 00 分	●	
18	金	8 時 00 分	10 時 00 分	2 時間 00 分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				6 時間 00 分		¥6,300

勤務時間記録表
(令和7年5月分)

沖縄県議会議員
次呂久成崇事務所
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
7	水	8 時 00 分	11 時 00 分	3 時間 00 分		
9	金	8 時 00 分	10 時 30 分	2 時間 30 分		
14	水	8 時 00 分	10 時 00 分	2 時間 00 分		
19	月	8 時 00 分	10 時 00 分	2 時間 00 分		
21	水	8 時 00 分	11 時 00 分	3 時間 00 分		
23	金	8 時 00 分	11 時 00 分	3 時間 00 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				15 時間 30 分		¥16,275

勤務時間記録表

(令和 7 年 6 月分)

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名:

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
16	月	8 時 00 分	13 時 00 分	5 時間 00 分	●	
18	水	8 時 00 分	13 時 00 分	5 時間 00 分	●	
20	金	8 時 00 分	11 時 00 分	3 時間 00 分	●	
25	水	8 時 00 分	13 時 30 分	5 時間 30 分	●	
27	金	8 時 00 分	11 時 00 分	3 時間 00 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				21 時間 30 分		122,575

勤務時間記録表

(令和 7 年 7 月分)

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名:

■■■■■■■■■■

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
2	水	8 時 00 分	12 時 00 分	4 時間 00 分	●	
4	金	8 時 00 分	12 時 00 分	4 時間 00 分	●	
7	月	8 時 00 分	10 時 00 分	2 時間 00 分	●	
9	水	8 時 30 分	11 時 30 分	3 時間 00 分	●	
11	金	8 時 00 分	12 時 00 分	4 時間 00 分	●	
18	金	8 時 00 分	11 時 30 分	3 時間 30 分	●	
30	水	8 時 00 分	12 時 30 分	4 時間 30 分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				25 時間 00 分		426,250

勤務時間記録表

(令和7年8月分)

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
1	金	8 時 00 分	14 時 00 分	6 時間 00 分	●	
4	月	8 時 00 分	15 時 00 分	7 時間 00 分	●	
5	火	8 時 00 分	12 時 00 分	4 時間 00 分	●	
6	水	8 時 00 分	11 時 00 分	3 時間 00 分	●	
8	金	11 時 00 分	18 時 00 分	7 時間 00 分	●	
11	月	8 時 00 分	14 時 00 分	6 時間 00 分	●	
13	水	8 時 00 分	14 時 00 分	6 時間 00 分	●	
15	金	8 時 00 分	14 時 00 分	6 時間 00 分	●	
18	月	8 時 00 分	12 時 00 分	4 時間 00 分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				49 時間 00 分		¥51,850

勤務時間記録表

(令和 7 年 12 月分)

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
10	水	10 時 00 分	14 時 00 分	4 時間 00 分		
12	金	10 時 00 分	14 時 00 分	4 時間 00 分		
17	水	9 時 30 分	13 時 00 分	3 時間 30 分		
19	金	10 時 00 分	13 時 00 分	3 時間 00 分		
22	月	10 時 00 分	12 時 00 分	2 時間 00 分		
24	水	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				19 時間 30 分		420.475

勤務時間記録表

(令和 8 年 / 月分)

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
9	金	9 時 30 分	12 時 00 分	2 時間 30 分	●	
14	水	9 時 00 分	11 時 00 分	2 時間 00 分	●	
16	金	10 時 00 分	12 時 00 分	2 時間 00 分	●	
21	水	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
26	月	9 時 00 分	12 時 00 分	3 時間 00 分	●	
28	水	8 時 00 分	10 時 00 分	2 時間 00 分	●	
30	金	8 時 00 分	10 時 00 分	2 時間 00 分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				16 時間 30 分		¥17,325

勤務時間記録表

(令和8年2月分)

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
4	水	9時 00分	11時 00分	2時間 00分	●	
6	金	9時 00分	11時 30分	2時間 30分	●	
9	月	8時 30分	11時 30分	3時間 00分	●	
13	金	8時 30分	11時 30分	3時間 00分	●	
16	月	8時 30分	10時 30分	2時間 00分	●	
20	金	8時 30分	11時 00分	2時間 30分	●	
27	金	8時 30分	11時 00分	2時間 30分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				17時間 30分		18,375

勤務時間記録表

(令和 8 年 3 月分)

沖縄県議会議員

次呂久成崇事務所

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	出社時刻	退社時刻	実勤務時間	印	備考
6	金	8 時 30 分	12 時 00 分	3 時間 30 分	●	
9	月	8 時 30 分	11 時 30 分	3 時間 00 分	●	
13	金	8 時 30 分	11 時 30 分	3 時間 00 分	●	
16	月	8 時 30 分	10 時 30 分	2 時間 00 分	●	
18	水	9 時 00 分	11 時 00 分	2 時間 00 分	●	
25	水	8 時 30 分	11 時 00 分	2 時間 30 分	●	
27	金	8 時 30 分	10 時 30 分	2 時間 00 分	●	
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
		時 分	時 分	時間 分		
小計				18 時間 00 分		¥18,900

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

沖縄労働局

※取扱庁番号

00075679

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所管

6118

※令和

07

年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝 番号
47105	002816	-0000		

※CD

1

※証券受領

全部一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) ※歳入年度(元号:令和は9)

元号 7 年度 1 期
(金額又は1期)

元号 7 年度 7 期

※収納区分

62

※認済
区分

□

※内証券受領

円

内 訳	+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
労働 保険料						7	2	5	+	9
一 般 拠出金									+	21
納 付 額 (合計額)						7	2	5	7	0

あて先

〒900-0006

那覇市

おもろまち2丁目1番1号

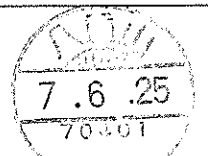
那覇第2地方合同庁舎3階

沖縄労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。

領 収 日 付 等



(納付者渡し)

納付の目的

1. 令和

□ 7 年度 1 期
(金額又は1期)

2. 令和

□ 6 年度 確定

(住所) 〒907- 石垣市

(氏名) 次因久 成崇

47105002816-000 0024243 殿

00400 4759010000189708 566085
収納機関番号 納付番号 確認番号

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

※ 政務活動事務に100%従事しているため全額充当

充当額

¥2,370